

水産関係民間団体事業実施要領

平成10年4月8日付け10水漁第944号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和3年3月26日付け2水港第2278号

第1 趣旨

我が国水産業を活力ある産業として健全に発展させていくためには、行政機関はもとより、漁業者団体等も漁業生産や水産物の消費等の水産業を取り巻く様々な課題に的確に対応することが求められている。

本事業は、漁業者団体等が主体的に取り組むこれら課題に対して、国が総合的かつ計画的に支援を行うことにより、水産基本法の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を図る。

第2 事業の分類、内容等

この事業の分類、事業内容、事業実施主体、採択基準、事業実施期間及び補助率については、別表に掲げるとおりとする。

第3 事業実施計画

1 事業実施計画の作成等

水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業実施主体は、当該年度の事業実施計画の作成等、実施等必要な手続については、水産庁長官が別に定めるものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更は、水産庁長官が別に定めるところにより、1に準じて行うものとする。

第4 事業造成資金等の造成

1 事業実施主体は、第2の別表に定める事業のうち、次の表（以下「表」という。）の左欄に掲げる事業について、その実施に充てるためにそれぞれの右欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業	韓国・中国等外国漁船操業対策基金
沖縄漁業基金事業	沖縄漁業基金
水産業競争力強化緊急事業	水産業競争力強化基金

2 基金は、国の補助金によって造成するものとする。

3 事業実施主体は、基金を適正に管理するため、基金を他の業務に係る資金と区分して経理し、かつ、事業年度ごとに基金に係る特別勘定を設けるものとする。

4 この基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるものとする。

5 事業実施主体は、基金の管理については、1から4までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規定に基づいて行うものとする。

第5 助成

1 国は、予算の範囲内において、第2に規定する事業に要する経費につき別に定めるところにより補助金（交付金を含む。以下同じ。）を交付するものとする。

2 事業実施主体は、表の左欄に掲げるいずれかの事業が完了したときは、速やかに、当該完了した事業に対応する基金の清算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、当該基金に残額が生じたときには、事業実施主体は当該残額のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

- 3 事業実施主体は、表の左欄に掲げる事業を実施するに当たり、使用する見込みのない基金の残高が生じた場合には、当該残高のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

第6 施設等の管理運営等

この事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、事業の目的に従ってその管理運営等に努めるものとする。

第7 収益納付

水産庁長官は、この要領に掲げる事業の実施に伴い、水産庁長官が別に定めるところにより、収益が生ずると認められる場合においては、当該収益の全部又は一部に相当する金額を、国に納付させるものとする。ただし、当該納付金は、当該事業に係る補助金の額を限度とする。

第8 補助金等の返納

水産庁長官が別に定める事業の事業実施主体であって、水産庁長官が別に定める補助金返納事由が生じたときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、国に返納するものとする。

第9 報告

事業実施主体は、水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業の実施後の運営状況等を水産庁長官に報告するものとする。

第10 指導及び助言

国は、この事業の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。

第11 その他

この事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

附 則（平成27年2月3日26水港第3236号）

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度当初予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等並びに、この通知の施行の際、既に造成された担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、新規就業者対策基金及び国産水産物需給変動調整事業助成資金に係る基金又は資金等の運用から生ずる果実の取扱いについては、なお、従前の例によることとする。

附 則（令和3年3月26日付け2水港第2278号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている令和2年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2の関係）

事業分類	事業内容	事業実施主体	採択基準	事業実施期間	補助率
2. 漁業経営の安定	<p>5. 有害生物漁業被害防止総合対策事業</p> <p>(2) 有害生物漁業被害防止総合対策事業</p> <p>我が国周辺海域に広域に出現するトド等の有害生物による漁業被害を防止・軽減するため、次の事業の実施又は助成を行う。</p> <p>なお、この事業の対象とする有害生物は、トド、オットセイ、ナルトビエイ、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ及びキタミズクラゲとする。</p> <p>ア 有害生物調査及び情報提供事業</p> <p>(ア) 有害生物漁業被害防止検討委員会</p> <p>有害生物による漁業被害防止対策を効果的・効率的に進めるため、漁業被害の発生状況等を勘案し、被害防止・軽減のための実施計画を策定するとともに、事業効果の検証を行う。</p> <p>(イ) 有害生物出現実態・生態把握調査</p> <p>被害対策を効果的・効率的に進めるための知見を得ることを目的として、有害生物（トド、オットセイ、ナルトビエイに限る。）の出現実態、生態、回遊動向等の把握のための調査を行う。</p> <p>(ウ) 有害生物出現情報収集・解析及び情報提供</p> <p>調査船調査や漁業者による有害生物の出現情報の収集を行うとともに、当該情報を取りまとめ、漁業関係者に提供を行う。</p> <p>イ 有害生物被害軽減技術開発事業</p> <p>(ア) トド追い払い等効果検証</p> <p>トドによる漁業被害を軽減するため、効果的・効率的な追い払い手法や駆除手法の確立に向け、実証的取組を行う。</p> <p>(イ) トド等漁業被害防止技術開発</p> <p>漁具の破損等を防止するためのトドを対象にした強化刺し網の実証試験及び捕獲手法の開発並びにトド及びオットセイを対象とした忌避手法の開発等を行う。</p> <p>(ウ) トド漁業被害軽減対策検討会の開催</p> <p>より効果的な漁業被害軽減手法を検討するため、漁業者、科学者、行政担当者等からなる検討会を開催する。</p> <p>(エ) ザラボヤ被害防止ネットワーク構築</p> <p>ザラボヤの幼生付着直後の駆除を可能とするモニタリング体制を構築するための研究を行う。</p> <p>ウ 有害生物被害軽減対策事業</p> <p>(ア) 有害生物駆除</p> <p>発生源に近い海域や出現密度の高い海域等により効果的・効率的に駆除することが可能な海域における駆除等、広域的な観点からの駆除に必要な次の a 及び b に掲げる経費を支援する。</p> <p>a 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費</p> <p>b a 以外の経費</p> <p>(イ) 有害生物陸上処理</p> <p>駆除活動に伴い陸揚げされた有害生物の処理（陸上処理機材導入に係るものを除く。）及び有効利用を行う。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		平成30年度から令和5年度	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

	<p>(ウ) 改良漁具の導入 トドによる漁具の破損を回避するため、改良漁具の導入促進に必要な次の a 及び b に掲げる経費を支援する。</p> <p>a 改良漁具の購入に要する経費 b a 以外の経費</p>				1/2以内 定 額
	<p>(3) 大型クラゲ緊急対策事業 我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲによる漁業被害を防止・軽減するため、次の事業を行う。</p> <p>ア 駆除事業 (ア) 沖合域等における駆除 用船した民間漁船等を用い、対馬周辺海域や日本海沖合海域を始めとした大型クラゲの出現密度の高い海域等における広域的な観点からの駆除を行う。</p> <p>(イ) 沿岸域における駆除 用船した民間漁船等を用い、各都道府県の沿岸漁場近海における駆除を行う。</p> <p>イ 陸上処理事業 駆除活動に伴い陸揚げされた大型クラゲの処理及び有効利用を行う。</p>	<p>特定非営利活動 法人水産業・漁 村活性化推進機 構</p>		<p>平成30年度から 令和5年度</p>	定 額